

防府市庁舎移転等業務委託公募型プロポーザル募集要領

1 主旨

本要領は防府市庁舎移転等業務を実施するに当たり、企画提案を求め、当該業務に最適な者を選定するための手続に関し必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

防府市庁舎移転等業務

(2) 業務目的

防府市新庁舎建設に伴い別記1「移転対象施設」の施設間で什器・文書・物品等を移転するに当たり、綿密な移転計画の策定とこれに基づく細やかな調整、安全かつ効率的な作業を遂行できる委託候補者を選定することにより、本市が提供する行政サービスに影響を及ぼすことなく円滑な移転等を実施することを目的とする。

(3) 業務場所（別記1「移転対象施設」を参照）

防府市役所新庁舎（防府市寿町7番1号、以下「新庁舎」という。）及び関連施設

(4) 業務期間

契約締結日から令和7年1月31日（金）まで

(5) 業務内容

別紙「防府市庁舎移転等業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(6) 提案上限額

55,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

上記金額は、契約時の予定額を示すものではない。

提案内容にかかわらず、この上限額を超える提案は失格とする。

3 プロポーザルの実施方法

本業務は提案力、技術力、遂行力、実績、費用等を総合的に審査し、最も優れた事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式による選定とする。また、事業者から提出を受けた提案書の内容について、防府市新庁舎関連業務受託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）で審査し、優先交渉権者を決定する。

4 参加条件

本プロポーザルに参加する者は、本公告日から当該契約が締結される日までの間、次に掲げる要件を全て満たしている者であること。

- (1) 日本国の法律に基づき設立され、国内に本店（又は主たる事業所）を有する法人であること。
- (2) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）に基づく、一般貨物自動車運送事業の許可を取得していること。
- (3) 令和4・5年度における防府市物品調達等に係る入札参加資格を有していること。

- (4) 防府市物品調達等に係る指名停止等措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者であること。
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者であること。
- (7) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (8) 防府市暴力団排除条例（平成 23 年防府市条例第 21 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、また、条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (9) 国税及び防府市税を滞納していないこと。
- (10) 政治団体、宗教団体又はそれに類する団体でないこと。

5 業務の再委託

原則として、本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、上記「4 参加条件」(4)から(10)を全て満たしている者で、本市との協議の結果、承認を得た場合はこの限りでない。

また、本提案において、再委託を予定している場合は、再委託先（名称・所在・代表者名）、再委託する業務範囲、再委託業務の履行状況の管理方法、体制等について提案書に記載すること。

6 実施スケジュール

内容	期日
公告	令和5年11月21日(火)
質問受付	令和5年11月21日(火)
質問書受付期限	令和5年11月30日(木)
質問書回答	令和5年12月5日(火)
参加表明書等提出期限	令和5年12月8日(金)
参加資格審査結果通知期限	令和5年12月14日(木)
企画提案書等提出期限	令和5年12月27日(水)
選定委員会(プレゼンテーション等)	令和6年1月中旬予定
優先交渉権者決定通知	令和6年1月下旬予定
契約協議及び契約締結	令和6年2月上旬予定

7 質問及び回答について

本プロポーザルに関する質問及び回答は次のとおりとする。

(1) 質問方法

本プロポーザルに関する質問は、開封確認を付した電子メールにより質問書(様式1)にて下記提出先にメールし、送信後、開封通知が届かない場合は、電話にて確認を行うこと。

電話、窓口、郵送、FAXによる質問・問い合わせには応じない。

(2) 質問受付期間

令和5年11月21日(火)から令和5年11月30日(木)午後5時まで(必着)とし、期日後に提出されたものは受け付けしない。

(3) 提出先

本募集要領17の「問い合わせ先」と同じ

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和5年12月5日(火)までに、防府市ホームページに掲載する。なお、質問者は公表しない。

8 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加者」という。）は、参加表明書等を次のとおり提出するものとする。

(1) 提出期限

令和5年12月8日（金）午後5時（下記8(2)に必着のこと）

(2) 提出先

本募集要領17の「問い合わせ先」と同じ

(3) 提出方法

持参又は郵送（一般書留又は簡易書留は可、宅配便は不可）により2部提出するものとする。

※持参の場合は、土日祝日を除く午前8時15分から午後5時までの提出とする。

(4) 提出書類

(ア) 参加表明書（様式2）

(イ) 法人概要書（様式3）

パンフレット等業務内容が分かるものがあれば添付のこと。

(ウ) 滞納のないことの証明（防府市税） ※市内に営業所を有する事業所のみ

※発行後3か月以内のもの（写し可）

(エ) 未納の税額のないことの証明（その3の3）（国税）

※発行後3か月以内のもの（写し可）

(オ) 貨物自動車運送事業法に基づく、一般貨物自動車運送事業の許可を受けていることが分かる書類

(5) 留意事項

提出期限後の提出書類の差替え及び追加資料の提出は認めない。ただし、不明確な記載がある場合等、本市が認めた場合はこの限りでない。

9 参加資格審査結果の通知

参加表明書等を提出した者に対して、参加資格審査結果を令和5年12月14日（木）までに電子メールで通知する。なお、参加資格要件を満たさない参加者は、失格とする。

10 参加の辞退

参加表明書の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、参加辞退届を次の方法により提出すること。なお、辞退により不利益を被ることはない。

(1) 提出先

本募集要領17の「問い合わせ先」と同じ

(2) 提出方法

「8 参加表明書等の提出」に準じる。ただし、提出は1部とする。

(3) 提出書類

参加辞退届（様式4）

11 企画提案書等の提出

本プロポーザルに参加資格を有する者は、企画提案書等を次のとおり提出するものとする。なお、提出期限までに企画提案書等の提出がない場合は、本プロポーザルへの参加を辞退したものとする。

(1) 提出期限

令和5年12月27日（水）午後5時（下記11(2)に必着のこと）

(2) 提出先

本募集要領17の「問い合わせ先」と同じ

(3) 提出方法

「8 参加表明書等の提出」に準じる。

(4) 提出書類

(ア) 企画提案書等提出書（様式5）・・・1部

(イ) 企画提案書（任意様式）・・・12部

・「「防府市庁舎移転等業務委託公募型プロポーザル選定基準書（以下「選定基準書」という。）」4(1)(ア) 審査基準表中1から5の内容について記載があること（評価項目ごとにページ構成し、各評価項目を1ページ（A4版基準）以上で作成）。
また、評価項目中5の「追加提案」については、追加提案ごとに明確に区分し作成すること。

・用紙のサイズは、日本工業規格「A4判」を基本とし、縦向き、横書き、両面印刷で左綴じとすること。図表等については、必要に応じ「A4判」横向きや「A3判」横向き（折綴じ）の使用も可とする。

・分量については、表紙、目次を除き25ページ（A4版基準）以内で作成すること。ページ番号を付すこと。

・使用する文字は、11ポイント以上とし書体は任意とする（必要な注釈、ふりがな及び掲載図中の記載文字は除く）。

・専門的知識の有しない者でも理解できるよう、分かりやすい表現に努め、専門用語を使用する場合は、注釈を付けるなどの配慮をすること。

(ウ) 業務実績調書（様式6）・・・12部

(エ) 配置予定者（総括責任者）業務実績調書（様式7）・・・12部

※仕様書の「6 配置予定者」の総括責任者と同義

(オ) 見積書（任意様式）・・・1部

・見積金額は、別紙仕様書の内容を理解した上、消費税及び地方消費税を含めた金額で、任意様式により作成し、封入封緘、封印の上、1部提出すること。

12 プレゼンテーションの実施

プレゼンテーションは、別紙プレゼンテーション実施要領及び下記により実施する。

なお、プレゼンテーションに参加がない場合は、本プロポーザルへの参加を辞退したものとす。

(1) 開催日時

令和6年1月中旬（予定）

※開始日時、会場は参加者に後日電子メールにより通知する。

(2) 発表者

各参加者3人以内とし、うち1人は、実際にプロジェクト管理を行う者が務めること。

13 審査方法等

選定委員会において、選定基準書に基づき、厳正かつ公正に審査を行うものとする。

14 企画提案書等の評価及び選定

選定委員会により企画提案書等の審査を行い、下記の手続により優先交渉権者を選定する。

(1) 企画提案内容審査

企画提案書、見積書及びプレゼンテーションの内容を評価し、点数を集計した結果、総合評価点数が最も高い事業者を優先交渉権者、次点の者を次点交渉権者とする。なお、提案者が1者のみの場合であっても、提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

(2) 審査の基準

審査は、別紙選定基準書を基に各項目を審査し、総合的に判断する。

(3) 結果通知

審査結果については、令和6年1月下旬（予定）に参加者全員に書面で通知する。

なお、審査結果についての異議申し立てには、一切応じない。

15 契約等

(1) 選定後の手続

(ア) 提案書の内容について、本市と優先交渉権者との協議により仕様書を調整し業務内容を決定後、再度見積書（企画提案書提出時の見積書とは別に）を徴取し契約書を取り交わすものとする。なお、契約金額は、企画提案書提出時の見積金額の範囲内とする。

(イ) 上記により優先交渉権者との協議が整わなかった場合は、次点交渉権者との協議を行うものとし、次点交渉権者とも協議が整わなかった場合は、第3位の者と協議を行うものとする。

(2) 失格要件

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(ア) 「4 参加条件」の要件を満たさなくなった場合

(イ) 提出書類に虚偽の記載があった場合

- (ウ) 提出期限を過ぎて関係書類が提出された場合
- (エ) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- (オ) 提案上限額を上回った見積書を提出した場合
- (カ) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (キ) その他、本要領、仕様書等の要件を満たさない場合

16 その他留意すべき事項

- (1) 本プロポーザルへの参加に要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等その他の書類は、返却しない。
- (3) 提出された企画提案書等その他の書類の著作権は、それぞれの参加者（作成者）に帰属するものとする。ただし、選定に係る作業等に必要な範囲において、本市は、参加者（作成者）の許可なく複製、記録及び保存を行うことがある。
- (4) 提出した書類の全部又は一部を変更することはできない。ただし、脱漏又は不明確な表示があった場合等において、市が認めた場合はこの限りではない。
- (5) 優先交渉権者、次点交渉権者において、契約締結までの間に入札参加資格について指名停止措置を受けた場合は、本業務に関する契約を締結しない。
- (6) 本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とし、本市へ提出する書類に使用する単位は、標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (7) 提出書類の部数のうち、1部は正本とし、残りの部数は副本（正本複写）とする。
なお、副本を複写で作成する場合、カラーでしか詳細を判別できない箇所は、カラーで複写すること。
- (8) 参加者の提出書類は、防府市情報公開条例（平成10年防府市条例第28号）の対象となり、同条例第6条各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合を除き、公開される場合がある。
- (9) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力等により、本プロポーザルを実施することができない場合、プロポーザルを停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合、参加者に対して本市は一切の責任を負わない。
- (10) 提案書類の作成、提出、ヒアリング及びこれらに関する事項につき、故意又は過失のいかんを問わず、参加者が第三者に損害を生じさせた場合、本市は一切これを補償しない。
- (11) 本市から提供された資料等は、企画提案書作成のために利用する以外は利用を認めない。
- (12) 本要領に規定されていない事項が発生した場合の取扱いについては、選定委員会と事務局が協議し決定する。
- (13) 本プロポーザルに係る提案については、一者につき一提案までとする。

17 問い合わせ先（事務局）

〒747-8501 山口県防府市寿町7番1号

防府市総務部行政管理課

電話番号 0835-25-2503（直通）

FAX 番号 0835-23-2231（直通）

電子メール gkanri@city.hofu.yamaguchi.jp

18 本業務に係る公開資料の内容

資料は、調査時点、公告時点のものであり、一部の資料は変動を前提としているので留意すること。

(1) 様式1～様式8

(2) プレゼンテーション実施要領

(3) 防府市庁舎移転等業務委託仕様書

(4) 別記1「移転対象施設」

(5) 別記2「移転計画策定業務」

(6) 別記3「移転業務」

(7) 防府市庁舎移転等業務委託公募型プロポーザル選定基準書

(8) 移転予定文書量

(9) 保有什器リスト（一般・OA機器・美術品）

※ 保有什器リストのうち「美術品」は、参加表明書（様式2）の提出者に個別配付するものとします。

(10) 移転保有物品

(11) 移転対象施設位置図

(12) 新庁舎レイアウト図

(13) 現庁舎レイアウト図

(14) 新庁舎養生計画例

(15) 庁舎移転等全体スケジュール